

「自転車、安全に乗りんね」ポスターデザインコンテスト募集要項

1 趣旨

豊橋市の自転車事故死傷者数は、令和3年は327人、令和4年は254人で愛知県内でも非常に多い状況です。事故を減らすためには、一人一人が意識をして自転車を安全に利用することが必要です。

そこで、広く多くの方に自転車の安全利用への意識向上を図るため、自転車交通安全利用啓発のポスターデザインを募集します。

2 主催者

豊橋市市民協創部安全生活課

3 募集規定

(1) 内容

- ・豊橋市内駐輪場等に掲示するポスターデザイン

(2) デザインのテーマ等

- ・幅広い世代に対して自転車の安全利用を促すデザイン。
- ・以下「自転車安全利用5則」すべての文字を入れてください。

【自転車安全利用5則】

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

(3) サイズ・用紙等

- ・サイズはA3で作成してください。(紙作品の場合、ハツ切り画用紙可)
- ・デジタル作品の場合は、容量15MB以下解像度200dpi以上で作成してください。
- ・用紙は縦に使用してください。
- ・画材は自由です。

4 審査および賞

専門家等によって審査し、以下を選出します。

最優秀賞：1点

※賞状 及び 副賞(クオカード5,000円分と豊橋市特産品)を授与します。

優秀賞：2点

※賞状 及び 副賞(クオカード3,000円分)を授与します。

5 募集期間

令和5年7月10日(月)から令和5年9月20日(水)まで

(郵送の場合は、令和5年9月20日(水)必着)

6 応募資格

中学生以上、どなたでも応募可能です。(プロアマは問いません)

ただし、未成年者の応募にあたっては、保護者の同意が必要です。

7 応募方法

デザインと応募用紙(様式)を、窓口、愛知電子申請届出システムまたは郵送(簡易書留郵便等)にて提出してください。

※豊橋市電子申請届出システムでデザインを提出する場合は、ファイル様式はPDFとしてください。

※紙提出の場合は、折り曲げないようにしてください。

8 結果発表

令和5年11月上旬頃に豊橋市HPにて発表します。

9 著作権等

- ・受賞者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)その他一切の権利等は、市に帰属するものとし、受賞者は当該作品に関し、著作者人格権(著作権法第18条から第20条に規定する権利)に基づく権利行使は行わないこととします。

10 展示

入選作品は、11月3日にこども未来館「ココニコ」で行われる「わくわくあんぜんフェスタ」で展示します。その後、11月11日から11月21日まで交通児童館で展示します。

11 その他注意事項

- ・一人何点でも応募可能です。
- ・応募作品は返却しません。
- ・応募等に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・採用作品は、製品化する際に必要に応じデザインや色彩などを一部補正・補作する場合があります。
- ・応募者の個人情報、今回の募集に必要な業務以外には使用しません。ただし、受賞者の氏名、住所地の市町村名および作品は公表します。
- ・応募作品は、商標登録及び意匠登録していない自作の未発表作品に限ります。また、知的財産権、第三者が有するいかなる権利をも侵害しないものとします。
- ・盗用、引用などこれらの条件に違反していたことが発覚した場合は、失格とします。
- ・本要項の規定に反する作品は、選考の対象となりません。また、受賞後に違反が判明した場合は、賞を取り消します。
- ・選考の結果に対する問合せ、異議申し立ては一切受け付けません。
- ・応募の時点でこの募集要項の記載事項に同意したものとします。

12 免責事項

以下について、本市は一切の責任を負いません。

- ・理由を問わず、応募者が被った損害(今回の募集への参加は、応募者の自己責任での参加とする。)
- ・応募作品に起因して生じた損害

【問合せ先・提出先】

豊橋市 市民協創部 安全生活課 交通安全防犯グループ
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

電話 0532-51-2550 FAX 0532-51-0123

電子メール anzenseikatsu@city.toyohashi.lg.jp (問い合わせ用)